

平成24年11月28日

於・1001会議室（10階）

第986回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項（決定案の議決）	
(1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てに関する決定案について （平成19年3月23日付け付議第1号他15件）	1
(2) 株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てに関する決定案について （平成23年12月9日付け付議第3号）	2
3. 議決事項（総合通信基盤局関係）	
○広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てに関する決定案について （平成19年3月23日付け付議第1号他15件）	3
4. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ソフトバンク株式会社によるイー・アクセス株式会社の株式取得等について	6
5. 議決事項（情報流通行政局関係）	
○株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てに関する決定案について （平成23年12月9日付け付議第3号）	15
6. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について	

(諮問第 3 6 号)	1 6
(2) 外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について	
(諮問第 3 7 号)	2 5
7. 報告事項 (情報流通行政局関係)	
○東経 1 1 0 度 C S 放送の新規認定番組の現状について	3 1
8. 閉 会	3 7

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

議決事項（決定案の議決）

（１）広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てに関する決定案について（平成１９年３月２３日付け付議第１号他１５件）

○前田会長 まず、広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てにつきまして、これまでの修文を踏まえた結果、本案で議決したいというふうに思います。また、別紙として当審議会から総務大臣への要望書を提出いたしますが、この２つの案件についてそれぞれいかがでございましょうか。

○原島代理 今回の異議申立て及びその前にあった型式指定処分ですけれども、電波監理審議会は、電波の有効利用を図るということを考えているわけですが、このPLCは本来の電波の有効利用ではなく、そこから発する電波が電波環境を害さないか、これからの電波の有効利用にマイナスにならないかという、むしろそれが問題になる案件かと思います。私個人としては、これから電波は非常にどんどんどんどん重要になってくる、逼迫してくるということを考えると、電波環境をどうこれから維持していくかは、ここの重要な課題であると考えています。もしある方式が提案されて、電波の環境に影響を与えない代替手段がもしあるならば、なるべくならば影響を与えないほうが望ましいのかなと思っています。これからの問題かもしれませんけれども。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、この案

のとおり議決しますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議ないようですので、それでは、この案のとおり決定案を議決いたします。

(2) 株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てに関する決定案について(平成23年12月9日付け付議第3号)

○前田会長 次に、株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てにつきまして、これまでの修文を踏まえて本案で議決したいと思います。いかがでございましょうか。

○原島代理 これはこの後、もしこの決定がそのままいくとなると、総務大臣が申請を受け付けて、それに対して何らかの結論を出す、そういう手続に入るというふうに考えてよろしいわけですね。

○前田会長 たしか放送法の144条と。

○成田幹事 本件の決定案を受けて、大臣が最終的な決定を出しまして、その後、裁定決議に入ってまいりますので、電気通信紛争処理委員会がございまして、そちらのほうに上がって行って、最終的に裁定が下されるという手順になります。

○前田会長 そういう意味では、ここにかかわるものとしては、総務大臣が決定を下すところまでと、そういうことですね。

○成田幹事 はい。

○前田会長 その後の裁定は別の話ということで。

○原島代理 あくまで申請に対する拒否処分に対するこちらの判断であると考

えていいですね。

○前田会長 はい。総務大臣が行う決定についての案を出しました、そういうことですね。

ほかにはいかがでしょうか。

○山田委員 改めて申請いただくのではなく、申請があつて、存続している状態に戻るということですね。

○成田幹事 そうです。

○前田会長 それでは、決定案の中身についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特にご異議はないようですので、それでは、この案のとおり決定案を議決いたします。どうもありがとうございました。

本件及びP L C、両方の決定案の起草につきましては、山本委員と山田委員には大変ご尽力をいただきまして、大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡ください。

(総合通信基盤局職員入室)

議決事項（総合通信基盤局関係）

○広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てに関する決定案について（平成19年3月23日付け付議第1号他15件）

○前田会長 それでは、審議に入ります。

平成19年付議第1号他15件をもって当審議会に付議された「広帯域電力

線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立て」につきまして、お手元の配付資料にありますとおり審議をいたしました結果、棄却及び一部のものについては却下とする旨の決定案を議決いたしました。

理由につきましては、説明資料の２ページ目、概要のところのポチが幾つかありますけれども、まず第１に、技術基準における許容値、測定法等々は、科学的に別の理論や方策等を考える余地があるにしても、客観的な観点から導出されたものであり、合理性が認められるというのが非常に大きなところ。それから、全体の建てつけとして、技術基準そのもので１００％混信を防ぐことを保障するものではなく、問題が起きたときに事後的措置を発令して対応するということになっているということであるとか、あるいは、今までの事実から、継続的かつ重大な混信等を受けたという事実は確認されていない等々によって、本件を棄却するということにいたしました。

なお、異議申立てのうち、短波放送受信者からの異議申立てについては、短波放送受信者が放送法上個々人の個別的利益を保護された、法律上の利益等は認められないということで、申立人には異議申立て適格はないと判断し、却下をするという決定案といたしました。

ということございまして、さらにもう一つ後ろに、４ページ目以降に、「平成１９年３月２３日付け付議第１号他１５件の付議事案の決定案の議決に係る総務大臣への要望」ということで、要望書をつけさせていただきました。内容的には２のところに書いてありますように、これまでのところ継続的かつ重大な混信が認められないとしても、今までの参考人らの供述やその他の証拠資料から、ここでいうＰＬＣ機器から流れ込むコモンモード電流のみの規制では、一定の条件においては電力線上で発生する漏洩電波を確実に一定レベルに規制することができない可能性があることも否定できないということであるとか、あるいは、３点目は、メーカーにおいてはノッチフィルターの挿入等によって

漏洩電波の低減化対策を行っている実情を示している。あるいは、4のところでは、諸外国で国際標準化機関による検討が進んでいるということを指摘しております。

5番目に、次のページにいきまして、読み上げますと、以上の諸事情を考慮すると、将来の予防的観点及び技術の導入に対する社会的理解の促進の観点から、P L C 機器と他の無線設備の共存がより一層確実に担保されるとともに、可能な限り国際的に整合性のある規格となるよう、我が国の技術基準及び測定法を見直し、ノッチフィルター内装の有効性、必要性等を含めて、技術的事項や規制の在り方等について早期に検討を開始し、その正当性につき一定の判断を行うのが適当であるという旨にしております。

また、6といたしまして、P L C の機器からの電波漏洩による障害発生の可能性が排除できない以上、P L C の導入による社会的な便益及び障害発生の可能性の程度、並びに万一障害が発生した場合の対策を、できる限り具体的に検討すべきである。また今後、P L C 機器の型式指定の範囲を拡大することの是非を検討する場合にも、以上の点につき考慮を尽くすべきであるということ。以上、要望をつけ加えております。

ということございまして、決定案につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出していただきたいと思っております。以上でございます。

○丹代電波環境課長 電波環境課長の丹代と申します。ただいまの件につきましてご審議いただきまして、また本日決定案を議決いただきましてほんとうにありがとうございました。本日の議決を受けまして、電波法第94条第1項の規定に基づきまして、本日から7日以内に決定案によりまして、異議申立てに対する総務大臣決定を行いたいと考えております。

また、先ほどいただきました要望につきましても、国際標準化の動向を踏まえながら、また今後、領域の拡大等についても、そういった国際動向を踏まえ

て適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

また、それからちょっとこれは参考情報でございますが、一昨日に新聞等においてCENELECというヨーロッパの標準化機関で、標準化が進んだといった記事も出ておりました。この点について、私どもちょっと調べてみましたが、このPLCに関する標準化については、その技術的な条件について投票が行われて、そこは承認されたということです。ただ、標準化機関における標準案としての決定については、現在検討中という段階で、今まだ最終的な決定には至っていないという状況というものでございます。また、あわせてIEEEの1901といった標準化の話も出ておりましたが、これにつきましてはベースバンド、変調方式とRFの部分以外にもQoSですとか暗号化方式を含むMAC層の部分まで定めた規格でして、これについては、もし仮に先ほどの欧州の規格ができた場合においては、欧州でも適用できるということがわかりましたので、参考情報として提供させていただきたいと思っております。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

報告事項（総合通信基盤局関係）

(1) ソフトバンク株式会社によるイー・アクセス株式会社の株式取得等について

○前田会長 次に、報告事項でございますが、報告事項「ソフトバンク株式会社によるイー・アクセス株式会社の株式取得等について」につきまして、田原移動通信課長、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 本件でございますが、700MHz帯、900MHz帯

の電波の携帯電話の割当てに関しまして、本年2月末に当審議会でご審議いた
だいて、900MHz帯をソフトバンク社に割り当てるということで3月1日
に認定しておりますけれども、またあわせて本年6月に700MHz帯につい
て、イー・アクセス社を含む携帯電話の事業者3社に割り当てるということで
認定につきご審議いただいたわけですが、その後10月1日にソフトバンク社
がイー・アクセス社の株式取得ということで、この報告資料の1ページ目に簡
単にまとめさせていただいておりますような形で、業務提携というものを含め
て株式交換の発表をしたところでございます。

こちらの発表におきまして、10月10日の電波監理審議会の場で前田会長
から、事実関係の調査と報告ということについてご指示がございましたので、
その後10月中旬以降、ソフトバンク社、ソフトバンクモバイル社、イー・ア
クセス社に対して、この辺の事実関係、経緯等について総務省からいろいろ質
問を文書等によりさせていただいて、いろいろ昨日まで調査をしておりまし
たけれども、その結果につきまして、この資料の2ページ目以降になりますけ
れども、簡単にご報告させていただきたいというものでございます。具体的内容
については、豊嶋から説明させていただきます。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 引き続き資料に基づきまして、報告をい
たしたいと思えます。横の資料がございしますが、1ページ目でございます。ま
ず1ページ目のほうは、10月1日にソフトバンクモバイル社及びイー・アク
セス社が報道発表した内容の概要でございます。1番目は概要ということでご
ざいまして、ソフトバンク社は、株式交換の手法を用いてイー・アクセス社を
子会社化するという合意をして、10月1日に報道発表がなされました。
その報道発表の中身によりますと、株式交換の目的が、「相互の経営資源を迅速
かつ効率的に活用できる体制を築くことができ、モバイルブロードバンドの普
及を一段と加速させていくこと」ということと、あわせてイー・アクセス社の

事業の基本方針の変更は予定していない旨が発表されております。

ソフトバンクモバイル社とイー・アクセス社の間では、具体的には下にございますが、以下のような内容の業務提携をすることで合意をされた旨発表されております。5点ほど掲げておりますが、1つ目が、双方で保有する移動通信ネットワークの相互提供。そのほか基地局の設置場所の共用等の協力、携帯電話取扱店における相互のサービス・販売、それと共同調達による端末の調達価格の低減、相互のバックボーン、いわゆる基幹回線の共用によるコスト低減等を内容とした業務提携が結ばれました。

スケジュールにつきましては、実は10月1日の発表後、11月2日に日程の変更の発表がなされておまして、現時点の発表内容でございますが、イー・アクセス社については、本株式交換契約に関しまして、12月7日に臨時株主総会を開催する予定となっております。なお、株式交換の効力発効日については、平成25年1月1日の予定という旨が発表されております。

以下の2ページ目以降が、3社に対して説明を受けた内容をまとめたものでございます。順次内容を説明してまいりたいと思います。

まず2ページ目でございますが、この本件株式交換契約を締結した目的及び理由について、イー・アクセス社から、下の明朝体の部分の回答を受けております。少々長い文章でございますが、読み上げます。

「当社がソフトバンク社から業務提携及び株式交換契約の要請を受けた時期は、iPhone 5の発売とテザリングに代表されるLTEを中心とした市場環境が加速的に変化しており、また1.7GHz帯の新規周波数の拡張が明確でなかったことも重なり、当社では競争対抗上、LTE強化のために事業計画を大きく超えた早期の1.7GHz帯LTEネットワークの拡張強化が急遽必要な状況でした。このネットワークの拡張強化、またソフトバンクモバイル社へのネットワーク提供を通じた収入面でもソフトバンク社との協議は当社にもメリット

があるものと考えました。」

「株式交換契約については、当社からの要望である事業成長のための従来通りの独立した事業体として取締役の過半数確保などガバナンスを維持し、当社ブランド継続と独自のネットワークにてサービス提供（MVNO含む）を行うことが確認できたこともあり、事業計画を大きく超えた早期の1.7GHz帯LTEネットワークの追加的な拡張強化を行うにあたって必要となる低金利での借入れ・与信枠の拡大等の資金調達面でのサポートをソフトバンク社より得られるという業務提携を更に強固なものとするために必要かつ最適な手法であり、株主利益を損なうものではないと考え、経営判断するに至りました。」

この旨の回答をもらったところでございます。

本件株式交換契約に関する協議の期間について、700MHz帯の認定を6月28日にイー・アクセス社に対して行ったところでございますが、認定後短期間ということもありましたので、短期間で契約を締結した理由について重ねて回答を求めたところ、まず事実関係として、株式交換に関する協議を開始したのは認定の後であるということでございます。さらにその認定後3カ月以内の短期間である10月1日に締結した理由については、先ほど申し上げた中身にありましてとおり、イー・アクセス社としてはメリットとなる要因が整ったことから、速やかな経営判断をすることができたということで、短期間で契約を結ぶに至ったという回答を得ております。

次に3ページ目でございますが、本件株式交換契約により、イー・アクセス社は700MHz帯の認定を、ソフトバンクモバイル社は900MHz帯の認定をしておりますので、この認定計画との関連性について問い合わせたところでございます。

1点目として、資金調達方法について特に内容を求めたところでございますが、イー・アクセス社の資金調達方法に関連して、イー・アクセス社の認定計

画（700MHz帯）の実施にあたって、通常の調達方法で資金が不足する場合、協議の上でソフトバンクモバイル社から保証提供等の協力を受けることで合意を得ているということでございます。このうち終了促進措置、いわゆる周波数移行に係わる資金の調達については、株式交換後において、当初の計画を実施するために必要な措置を別途講じたところ。それ以外については変更の予定がないとなっております。

これは若干補足いたしますと、700MHz帯の認定をしましたときに、イー・アクセス社の資金調達としては、外部から資金を調達するという内容で審査をしたところでございますが、この資金調達先について、株式交換によりまして、その資金調達先を変えざるを得なかったと聞いております。そのための代替措置ということで、要するに、別な者から調達をするということについて措置が行われたという内容の報告を承っております。

なお、ソフトバンク社につきましては、10月15日にアメリカのスプリント・ネクステル・コーポレーションの買収について報道発表されておりますが、ソフトバンクモバイル社の認定計画（900MHz帯）に係る財務的な部分については、現時点で変更の予定はないという回答を得ております。

認定計画全体の影響に関してですが、イー・アクセス社及びソフトバンクモバイル社とも700MHz帯の認定の中身及び900MHz帯の認定に記載した事項について、現時点で変更の予定はないということでございます。ちなみにイー・アクセス社については1.7GHz帯も開設計画の認定を受けておりますが、これもあわせて現時点で変更の予定はないという回答を得ております。

次に4ページ目でございますが、業務提携の中身でございますが、ネットワークの相互提供をする旨の具体的な内容について問い合わせをしましたが、両者ともネットワークの相互提供については詳細を検討している段階であり、具体的な提供形態は、現在は決まっていないという報告を受けています。いずれ

にしても両者とも、ネットワークの相互提供を行った結果として、認定計画に記載したMVNOの推進に関する事項を変更する予定はないと。具体的なMVNOの推進に関する事項として両者とも記載してあったのは、この下に括弧がついておりますが、MVNOの標準プランの公表などにより提供条件のオープン化に努める、あるいは、資本関係の有無にかかわらず、MVNOへの提供を通じて特定基地局の利用を促進していく旨が記載されておりますが、この部分についての変更がないという報告がございました。

その下でございますが、イー・アクセス社の組織形態について、今後の考え方、予定について問い合わせをしたところでございますが、イー・アクセス社は、ソフトバンクグループの通信事業者として事業を行うこととなりますが、ソフトバンクモバイル社との組織統合等の予定はないと。イー・アクセス社が通信事業者として独立して事業を行う会社として位置づける予定であると。あわせて、現時点において、ソフトバンク社の議決権、すなわちソフトバンク社が株式交換後にイー・アクセス社に対して持っている議決権については、3分の1未満とする方向で現在検討をしているという報告を受けております。

あわせて臨時報告書というのが金融商品取引法に基づいて提出をすることになっておりますが、その臨時報告書の記載の中に、本件株式交換契約の中身が記載されております。その中身におきまして、イー・アクセス社の取締役会の構成について、下のとおりですが、株式交換実行後の3年間については、交換実行前にイー・アクセス社の取締役会が指名する3名と、ソフトバンク社が指名する者2名で取締役会を構成するという旨が契約上記載されております。

以上の中身が、これまで両者から報告を受けた内容でございます。これを踏まえまして、総務省としての今後の対応を5ページ目に整理いたしました。

1つ目が、資金調達方法及び認定計画についてですが、株式交換契約後、イー・アクセス社は上場廃止となります。このため、認定計画の実施に当たって、

同社の資金調達に当方としては懸念を有しておりましたが、現時点においては資金調達が担保されている旨の説明を受けたところでございます。あわせて、これまで説明を受けた範囲内におきましては、ソフトバンク社がイー・アクセス社を子会社化することに伴い、イー・アクセス社及びソフトバンクモバイル社の認定計画を変更する予定は現時点ではないと聞いております。

しかしながら、今後もイー・アクセス社及びソフトバンクモバイル社が認定計画を着実に実施できるかについては、引き続き注視をしていくことが必要であると考えておまして、そのために認定の期間中におきましては、四半期報告によりまして、イー・アクセス社及びソフトバンクモバイル社の認定計画の実施に支障がないか、厳格に確認をすることとしたいと思っております。なお、この四半期報告というものは、それぞれ認定をした際に定めました開設指針の中において、四半期ごとに事業の状況について報告するということが規定されておりますので、これに基づいて確認することといたしたいと思っております。あわせて、総務省による四半期報告の確認の結果につきましては、イー・アクセス社及びソフトバンクモバイル社の認定計画の実施状況の透明性を確保するという観点から、総務省のウェブサイトにおいてこれを公表することとしたいと思っております。

そのほかですが、ネットワークの相互提供につきましては、先ほど申し上げたとおり、現時点で詳細な提供形態は不明という状態でございますので、詳細が決まり次第、別途報告を受ける予定としております。報告内容に基づきまして、その際電波法及び電気通信事業法の関係法令等の適用の観点から、必要な手続等については再度確認をしていきたいと思っております。

3点目でございますが、組織形態に関係して、ソフトバンク社が完全子会社化した後に、ソフトバンク社の議決権を3分の1未満とする方向で検討している旨の説明を受けておりますが、詳細については、まだ具体的な報告を承って

おりません。したがいまして、詳細が決まり次第、追加として報告を受けていくこととしたいと思っております。以上、これまで調査をした結果及び今後の対応について、このようにしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○原島代理 確認ですが、先に言われた700MHz帯の基地局整備については、イー・アクセス社が引き続きそのまま行うということは、変更が全くない。で、変わったことは、資金調達のところのみであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 現時点でいただいている報告の中身は、今ご指摘のとおりでございます。資金調達以外については、イー・アクセス社が終了促進措置を自ら行い、資金調達を行うということで、計画の中身に変更がないと聞いております。

○原島代理 それからもう一つは、今年の700MHz帯の計画に関してはそういうことということですが、過去にさかのぼって考えると、何か問題が起こるということはありませんでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今回報告を受けた範囲としましては、ソフトバンク社及びイー・アクセス社が認定を受けている全ての計画について頂戴しております。具体的に、700MHz帯以外で申し上げますと、イー・アクセス社については1.7GHz帯を3年前に開設計画の認定をしております。現在、計画に従って実行するという義務が課せられています。ソフトバンクモバイル社については、1.5GHz帯について、同じように認定を受けているところでございます。これも同じように、計画の実行中でございます。

懸念というわけではございませんが、先ほど今後の方針ということで申し上げ

げたところで申し上げますと、700MHz帯、900MHz帯以外、この1.5GHz帯、1.7GHz帯の認定計画の進捗についても、同じように計画どおり実行していただくということが求められますので、これについても引き続き確認をしていきたいと。いずれにしても、現時点ではこれらも含めて変更の予定はないと伺っております。

○前田会長 1.5GHz帯、1.7GHz帯の認定計画は何年間だったんですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 認定の期間は5年間でございますので、3年半ほど経っていますので、期限まで1年半程度残っております。

○前田会長 1年半、そうですか。本件はこういうことで理解をいたしましたけれども、今後何らかの似たような認定計画の指針のときには、将来こうしたことがあり得ることを前提に、もう少し指針そのものを見直すという――見直すというのは変ですね、新しいものをつくるのかもしれませんが、そういう必要があるというふうに感じましたね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今後具体的に、また新たな割当てをする計画が当然上がってきますので、本件に伴いまして、いろいろご意見等寄せられているのもございますので、指針をつくるときに、こういうのを踏まえて策定をして電波監理審議会に諮問をして了承をいただく立場でございますので、改めて指針をつくる際には、またこれを踏まえた指針案を提示していきたいと、検討を進めていきたいと思っております。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○原島代理 今回の、「現時点では」というような表現がありますので、今後変わり得る可能性があるということで、今後ともしっかりと見ていただきたいと思いますと思っております。

○前田会長 ほかによろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

議決事項（情報流通行政局関係）

○株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立てに関する決定案について(平成23年12月9日付け付議第3号)

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

最初に、平成23年付議第3号をもって当審議会に付議された「株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立て」につきまして、ご説明をいたします。

お手元の資料にありますとおり、当審議会が審議した結果、総務大臣の裁定拒否処分を取り消す旨の決定案を議決いたしました。異議申立て手続におきましては、資料の2ページ目にありますように、提出された主張及び証拠に基づく審議の結果、「協議が調わないとき」に該当する状況にあると認めることができ、放送法第144条の要件を満たしていることから、本件裁定申請につき、総務大臣が行った拒否処分はこれを取り消すという決定案でございます。

本決定案につきまして、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出していただきたいというふうに思います。以上でございます。

総務省側から何かありますでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 それでは、本件について一言申し上げます。本件につきましては、総務省、昨年10月の時点におきましては、当事者間で協

議が調う余地がまだあり、裁定申請の要件がその時点では整っていないという判断をして、申請拒否処分を行ったものでございます。このたび、電波監理審議会のほうで、今会長からお話がありましたとおり、異議申立手続において改めて行われました主張ないしは証拠をご審議いただき、かつ両当事者、株式会社ひのき、それから讀賣テレビ放送株式会社の意思を十分ご確認をいただいた結果、現時点では裁定申請の要件が整った、すなわち、「協議が調わない」に該当する状況にあると認め、確認をいただいたと受け止めております。このご判断を踏まえまして、総務省としてこの後、裁定申請にかかわる手続を粛々と進めてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

○前田会長 どうもありがとうございました。

ほかに委員のほうからコメントありますか。どうもありがとうございました。それでは、よろしく願いいたします。

諮問事項（情報流通行政局関係）

（１）電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について（諮問第３６号）

○前田会長 次に、諮問第３６号「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案について」につきまして、野崎放送技術課長、徳光放送政策課地域メディア室長からご説明をお願いいたします。

○徳光放送政策課地域メディア室長 放送政策課地域メディア室長の徳光でございます。よろしく願いいたします。

エリア放送制度の見直しということで、電波法施行規則等の一部改正についてお諮りするものでございます。改正の内容の前に、エリア放送の現行制度、

免許状況について簡単にご説明いたしますので、ダブルクリップを外していただきまして、諮問第36号の参考資料2という横長の資料をごらんください。

まず1ページ目です。エリア放送の概要でございます。エリア放送は、地上デジタルテレビジョン放送に割り当てられました周波数帯の、いわゆるホワイトスペースを活用して行うワンセグ携帯等の地デジ受信機に向けたエリア限定の放送サービスでございます、本年4月に制度施行したものでございます。制度の概要ですが、まずいわゆるソフトの面を規律する放送法の関係です。2つ目のポツ、放送の種類は、届出一般放送ということで、届出だけで参入可能でございます。さらに臨時的、一時的なものの場合などは放送法の適用除外で、届出も不要となります。

それから、ハード面。電波法との関係でございますが、免許制で、免許審査は申請順に行う、いわゆる先願主義でございます。免許の有効期間については1年。その趣旨は、この後申し上げますが、ここが今回の見直しの中身の1つでございます。

技術基準関係は、空中線電力が、例えばフルセグの場合、原則10mW以下、特例130mW以下等々、その他ここに記載しているとおりでございます。ちなみに周波数帯のところ、チャンネルスペースマップを参考に選定と記載してございますが、次のページにチャンネルスペースマップの概要を添付しております。

これは市区町村ごとにエリア放送で利用可能なチャンネル、あくまで目安でありまして、○の場合でも個別の設置場所での影響を確認していただく必要がありますし、○が記載されていない場合でも、送信電力の低減等によって利用可能となる場合もあるというものでございますが、申請を希望する方の参考となるように総務省で作成し、ホームページで公表しているものでございます。

3ページと4ページに免許状況を記載しております。現在までに17者31

局に免許を付与しております。うち7者8局、表の網かけ部分です。例えばM T S & プランニング、「福島わらじまつり」のPRなどですが、これは短期のイベント等に合わせたの放送実施ということで、そのイベントが終了し、既に廃止されているものでございます。表形式で東北地方から九州まで整理しておりますが、放送内容は、大学のキャンパスで学内情報等を配信するもの。石巻専修大学や、次のページの九州産業大学ですが。あるいは、繁華街などで周辺の店舗情報等を配信するもの。あるいは、建物や施設内、その周辺で情報配信するもの。また、湘南ベルマーレや埼玉県公園緑地協会、ここはスタジアムを管理されておりますが、そこで試合やイベントがあるときに関連の情報を配信するといったものでございます。以上、簡単ですが、現行制度、免許の状況をご説明させていただきました。

それでは、今回の制度見直しについてご説明いたします。今度は参考資料1でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1ページ目でございます。見直しの経緯を簡単に記してございます。エリア放送は、他のシステムに先行して制度化し、本年4月に導入したものです。そして、来年度以降の制度に関しましては、他のシステム、特定ラジオマイク等々ございますけれども、これらがホワイトスペースを共有するための技術面、運用面での具体的な検討について、今年度中に行われる予定であるということで、免許の有効期間を1年として、当該検討を踏まえて見直しを行うということにしておりました。ちなみに、特定ラジオマイクは現在770MHzから806MHz帯を使用しておりますが、周波数の再編で、そこが携帯電話に割り当てられるということで移行すると。その移行が来年度から始まると想定されているものでございます。

その他のシステムとしては、災害向け通信システム、あるいはセンサーネットワークなどが想定されておりますが、これらは現在、実用化に向けた技術的

検討が行われている段階でございます。

そして、今申し上げましたホワイトスペースを共用していくための具体的な検討、あるいは措置状況についてですが、参考のところでございます。まず、特定ラジオマイクに関しまして、エリア放送は、来年度以降はこれに有害な混信を生じさせてはならないといったようなことが、周波数割当計画に措置されました。すなわち、この周波数帯では、地デジが一番優位で、これを1次業務といいます。次に特定ラジオマイクが優位の2次業務ということでございまして、エリア放送よりも優位であるというものでございます。混信保護基準については、本年度中に作成される予定でございます。

それから、各システムが周波数を共用していくに当たって、混信防止のために免許人間で無線局の運用調整をしていくということで、その具体的な検討の仕組みが、ホワイトスペース推進会議の利用作業班で行われてきておりまして、先月に中間取りまとめが行われ、来年1月には最終取りまとめがなされるという予定でございます。そして、同月中を目途に運用調整の仕組みを整備するというので、詳細検討が進められております。

次のページでございますが、今申し上げた運用調整の仕組みのイメージを、参考までに添付させていただいております。中ほどの運用調整主体。これは免許人とか免許人団体等からなりまして、事務局機能を持たせた協議会形式ということで検討が進められておりますが、これに対してまずエリア放送は、免許情報を登録すると。同様に、特定ラジオマイクも無線局の運用情報、いつ、どこで、どのチャンネルを使用する予定ですといったことを連絡いたします。そして、運用調整主体はこれらの情報を突合しまして、混信可能性を確認します。そして、もし混信のおそれありと判断する場合には、双方の当事者に連絡すると。これを受けまして、当事者間で使用する日時、チャンネル、あるいは出力等の調整をしていくという流れでございます。

また、地上デジタル放送との関係でも、障害発生時に、放送事業者が各免許人に連絡できるように対応するという機能も果たせるようにするということが検討されております。

次のページをお願いいたします。ここから具体的な見直しの内容でございます。大きな1点目は、免許の有効期間の関係です。ここが電波法での必要的諮問事項ということで、今回お諮りするものでございます。免許の有効期間につきましては、繰り返しになりますが、各システムがホワイトスペースを共用していくための具体的な検討を今年度中に行うということで、いわば暫定的なものとして1年としておりましたが、現在までに今申し上げたような形で一定の措置、あるいは一定の整理がなされたところでございます。

そこで免許の有効期間を改正するものですが、下に電波法等の条文を抜粋しておりますけれども、免許の有効期間は免許の日から起算して5年を超えない範囲内において総務省令で定めると、こういうふうに法律で規定されておまして、具体的には電波法施行規則第7条に定められております。エリア放送を除きまして、第1号から第6号まで、臨時目的放送や試験的な業務を行う無線局、こうしたもの以外は、一番下の第7号、その他の無線局ということで、特定ラジオマイクもそうでありますけれども、5年となっているところでございます。そこでエリア放送についても、本号に位置づけて5年に改めるというものでございます。

ちなみに、すべからく5年ということではございませんで、現在でもそんなんですが、イベントなどで特定の短期間の免許を得たいといったものは、その期間で免許をとるというものでございます。なお、黒のダイヤの部分、若干細かな話となりますけれども、免許の有効期間を5年とすることに伴いまして、再免許の申請期間についても、免許の有効期間満了前、3カ月以上6カ月を超えない期間ということに改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。見直しの大きな2点目は、エリア放送の免許審査手続の関係でございまして、2点ございます。1つ目は、特定ラジオマイクとの間の混信審査でございます。これは先ほどご説明申し上げました運用調整にかかわってくる部分でございます。免許申請があった場合は、審査事項の1つとして、他の無線局との間の混信の有無を審査しますが、特定ラジオマイクとの関係では、①のところ、申請の際、添付書類として運用調整に関する資料。典型的には、先ほどの運用調整主体への加入証明書を提出していただきまして、特定ラジオマイクとの間で運用調整を行っていきながら利用していくということが確認できれば、周波数割当てが可能であると判断するということといたしまして、審査基準にそのように措置するというものでございます。

その上で、優位の二次業務であります特定ラジオマイクへの混信防止の最終的な担保といたしまして、②のところ、免許条件に、この周波数の使用は既に割り当てられている、または後日開設される同局からの混信を容認し、またこれに対して混信を与えていない場合に限るという旨を付与することといたします。

それと2つ目は、他のエリア放送との間の審査ということです。エリア放送は、先ほどご紹介いたしましたように、例えばイベントやスポーツの試合があるときなどに放送すると。すなわち毎日実施するわけではなくて、定期的に実施するという形態もございます。現在の審査基準では、申請に係るエリア放送の区域が、既存のエリア放送の区域と重なっていれば不可ということになっておりますが、区域が重なっていても、免許人間で協議して、使用日時を調整するなどして、混信が生じないように措置すると。その同意が得られていると。このような場合は、周波数割当てが可能であると判断できるように、審査基準を改正するものでございます。

最後に、その他の見直しであります。電波法関係審査基準につきまして、

現在の規定ぶりでは若干不明確かなと思われる部分を明確化すると。例えば、空中線電力等につきまして、例えばフルセグの場合、原則10mW以下、特例130mW以下としておりますが、その特例としている場合の具体化などがございます。そうした所要の改正を行うというものでございます。

次のページをお願いします。以上が見直しの内容でございまして、このページはスケジュールの関係でございまして。現在の免許は今年度末で切れまして、来年4月から見直しの制度で運用することになります。その免許申請は、2月から改めて受け付けるということになりますので、それに合わせて関係省令等を整備していくというものでございます。

今回の制度改正につきましては、10月20日から1カ月間パブリックコメントを実施しておりましたが、意見提出はなし、0件でございました。以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。
○前田会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 ホワイトスペースを活用したエリア放送を、今後個人的には発展してもらいたいと思っております、その意味で、なるべく新規開局の障壁を減らしていくということが重要だというふうに思っております。今回、その方向であるというふうに解釈しておりますが、一方で今回のようにしても、もしかしてエリア放送自体が先に免許を出したほうの既得権益みたいなことにもしなると、その後先に出したほうの同意が得られないと開局できないということになりますと、いろいろ問題が出てくるかと思っております。例えば、免許を与えたときに、それをどう活用しているか。とりあえず免許だけとっておいて、全く放送していないとかというケースがもしあった場合に、それに対する措置等を考えておられるのでしょうか。

○徳光放送政策課地域メディア室長 そこはこの放送、一番規制の緩い放送で

ございますので、ぎりぎりと今現行の省令等で、そこまで定期的に何らかを求めるといことにはなっていないんですけれども、これは始まったばかりですので、やはり状況を見ていく必要があるだろうということでございますので、必要に応じて、あるいは再免許のときに、その利用状況というのを把握していく必要があるかなと思いますし、そうしていきたいと思っております。

○原島代理 5年ごとですので、当然もし5年たった後再免許ということになりますと、その5年間どのように有効活用したかという、その審査は当然あるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○徳光放送政策課地域メディア室長 そういうところはヒアリング等で確認していくということになるかと思えます。

○前田会長 一度運用調整する、運用調整主体のところ加入したという証明書をもって、かつ免許を受ける。今、原島委員がおっしゃったこととやや重なるかもしれませんが、定期的にやっているけれども、時々臨時にやるとか、その都度それはそうすると、調整をしないとできないということなんです。あらかじめ1週間に1回やりますよということで調整を済んでいると。それはそれで5年間は、もし調整が済んでいるとすれば、新たなことが発生しない限りはオーケーである。時々臨時にまたやりたいというようなことがあれば、それはそれでまた別に調整をその都度やると。

○徳光放送政策課地域メディア室長 まずエリア放送と、特定ラジオマイクとの関係。基本はエリア放送は免許情報を入れていくわけですが、特定ラジオマイクというのは、まさにいつ使うか、どこで使うか、どのチャンネルを使うかというのはわからないわけですが、一方でエリア放送も、毎日やるわけではないものがございます。それについては、じゃあ毎日やらないと。逆に言えば、いつやりますという情報をその都度といいますか、それがわかったときに連絡して、それで調整していこうというようなことが、今、ホワイトスペー

スの利用作業班で議論されております。エリア放送同士、これは今のところそれほど調整するという場面もないですし、もともと利用作業班では他のシステム同士がうまくやっていくというためのものなので、同じエリア放送同士を調整するという事は、今のところは議論されておりましたが、先ほど申しましたように、契約を結んでいただいて、既存のエリア放送との間の協議で、そこでどういうふうに混信が起きないように使っていくかということで協議して合意していただくということで予定しておりますので、その中で連絡調整していただくということかと思えます。

○前田会長 何らかのトラブルが起こるとすると、定期的にエリア放送をやっていて、既にこういうふうになっているという、最初に調整されていたけれども、何回目かのときに特定ラジオマイクがここを使いたいと言ってやろうとしていたイベントができないと、そういうようなことですかね。

○徳光放送政策課地域メディア室長 これは最終的には優位の二次業務ということで、特定ラジオマイクが優位になりますので、そこはそういうことで免許の条件にも付与するというございますので、そこはきちんとやっていたかなくちゃいけませんし、十分ご理解いただいて、最初にそこをわかっていただく必要がございますので、それは再免許、あるいは新しい免許申請のときにも十分にご説明してということになるかと思えますし、我々参入マニュアルというものをつくっておりますので、その辺の周知は徹底していきたいというふうに考えてございます。

○原島代理 免許の与え方ですが、例えばエリア放送で年に1回1週間だけイベントを計画をしているというときに、その都度1週間で限定して免許をとるという形のほうが望ましいのか、それとも5年間まとめて与えてしまうという形、1週間以外は使わないということではありますが、考え方としてはどういうことを考えておられますでしょうか。

○徳光放送政策課地域メディア室長 考え方としては、今おっしゃっていただいたケース、年に1回1週間だけということであれば、まずその1週間の短期でとってくださいというふうに申請相談の中で言っていくんだらうというふうには考えてございます。

○前田会長 ほかにはいかがですか。

それでは、制度の見直しそのものについては特にご異議が出るようなことはなかったかと思しますので、本諮問第36号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(2) 外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について (諮問第37号)

○前田会長 次に、諮問第37号「外国人向けテレビジョン国際放送の放送番組を有線テレビジョン放送事業者に放送と同時に提供する業務の認可について」につきまして、島村国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○島村国際放送推進室長 本件につきましては、平成22年12月に認可したもので、これまで1年ごとに認可を行ってきましたが、提供先の事業者数の数も増え、業務として軌道に乗ってきたことも踏まえまして、今回は3年の認可をしたいと考えております。

お手元の諮問第37号説明資料に基づきましてご説明申し上げます。まずN

HKの申請の概要でありますけれども、業務の内容といたしましては、NHKが国内の有線テレビジョン放送事業者に対しまして、NHKの外国人向けテレビ国際放送、これはNHK WORLD TVとのことであり、お手元にパンフレットをご用意させていただきましたが、放送番組を放送と同時に提供するというものでございます。ちなみに契約上、有線テレビジョン放送事業者のほうも、放送と同時に自らの放送として放送しております。

2の業務を行うことを必要とする理由でありますけれども、在日外国人の方の日本理解の促進が図られるというのが1点と、もう1点は、そういった方々からのご意見やご感想を番組に反映させることによりまして、番組の質の向上が図られるということでございます。

3の業務の実施計画の概要でございますが、(1)はただいまご説明したとおりでありまして、(2)の提供方法といたしましては、アジアサット等の外国衛星から送信される番組を、有線テレビジョン放送事業者が自らの負担で直接、又は他の事業者を介して受信するという方法でございます。(3)の提供の条件ですけれども、3点ございまして、まず提供する番組ですけれども、これは外国人向けテレビジョン国際放送の全放送番組でありまして、有線テレビジョン放送事業者のほうは、全放送番組のうち一部の放送番組を放送するということがあるというのが1点目でございます。また2点目は、費用の関係でございますが、NHKは有線テレビジョン放送事業者に無償で提供し、その表裏の関係になりますけれども、提供先の有線テレビジョン放送事業者は、加入者、お客様から追加料金を徴収しないということでございます。最後3点目でございますが、有線テレビジョン放送事業者は、自らの番組基準等に適合させる範囲内で、番組の改編をすることができるというのが3点目でございます。

1枚おめくりいただきまして、(4)の提供先でございますが、これはただいまご説明したような趣旨に合致する実施計画を有する事業者であって、NHK

がふさわしいと認められた者ということでございます。(5)の業務の実施期間でございしますが、平成25年1月1日から平成27年12月末までの3年間ということで、これはNHKに確認しましたところ、実施期間につきましては、情報通信分野では技術の発展のスピードが速いことを考慮しますとともに、他の特任申請の実施期間なども参考にして、3年ということでございます。

4の業務の収支の見込みでありますけれども、無償提供のためNHKに収入はなく、また業務に当たっての新たな支出も生じない見込みということでございます。

5と6は省略させていただきまして、では以上のようなNHKの申請に対しまして、総務省としてどのように考えるかということでございますが、それは3ページをごらんいただきたいと思います。

2の審査のところに書いてありますとおり、総務省といたしましては、申請どおり認可することとしたいと考えております。審査項目2点ございまして、1点目が放送法第20条2項8項の放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であるかどうかということでございまして、2点目が第20条4項の関係の営利を目的としないものであるかどうかということでございます。

まず1点目でございますけれども、理由の2段落目をごらんいただきたいと思います。冒頭申し上げましたとおり、この業務、おおむね2年を迎えようとしておりまして、現在11社への提供を行っており、さらに1社への提供も見込まれているということで、着実に増加が期待されております。

3段落目、3点理由が書いてございまして、先ほどNHKの申請のところで申し上げたことの繰り返しになりますけれども、在日外国人の方からのご意見、ご感想を番組制作に反映しますことによって、番組の質の向上が図られるというのが1点目でございます。2点目は、在日外国人の方の日本理解の促進が図られるということ。最後3点目は、そういった方が本国にいる友人、家族、知

人等に、こういう番組がありますよということを伝えることによりまして、外国における認知度の向上も期待されるということで、最後結論ですけれども、以上の点から、放送及び受信の進歩発達に資するところが大きいということで、特に必要な業務であると認められるということでございます。

審査項目の2点目につきましては、先ほど申しましたとおり、無償提供のため収入はなく、営利を目的とするものではないと認められるところでございます。

4、5、6ページは省略させていただきまして、恐縮ですけれども、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページは、NHKから現在提供されている有線テレビジョン放送事業者の一覧がございまして、11社、つくば市の研究学園都市コミュニティーケーブルサービスから、最後、四国中央市の四国中央テレビまで。昨年12月、私、この場で5社提供していると申し上げたんですけれども、昨年は研究学園都市から嶺南ケーブルまでの5社だったんですけれども、この1年間でさらに6社増えまして、現在11社となっております。簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 この提供に従って、NHKがすることは、技術的なことは何もないわけですね。

○島村国際放送推進室長 インテルサットの衛星を使用しますので。

○原島代理 よって、それを受ける側の問題であると。

○島村国際放送推進室長 さようでございます。

○原島代理 一方で、NHKとしてすることは、提供先を認めるという意味での事務的作業はありますか。

○島村国際放送推進室長 あります。

○原島代理 あるということですね。いわばそれのみと考えてよろしいですか。

○島村国際放送推進室長 あと補足で加えますと、提供先への働きかけと申しますか、そういうことを希望するところへの営業と申しますか、そういうところも含めて。向こうからやりたいというのがありますけれども、多くはNHKのほうが国内のCATVのほうにいろいろ働きかけて、どうですかというのが実情でございます。

○前田会長 番組の改編を認めると書いてありますので、そういう意味では同時放送でなくてよいということですよ。CATV側、受けたほうの話は。

○島村国際放送推進室長 改編については、これまでそういった例はないんですけれども、いったんもらったものをCATV側が時差で流すというのは、NHKとCATVの契約上は同時で流してくれとなっておりますので、契約上は同時で流さなければいけないということになっております。

○前田会長 現在は事実上そうなっているということですね。

○島村国際放送推進室長 はい、そうです。

○前田会長 ただ、それはNHKが認めれば、別に……。

○島村国際放送推進室長 はい。認可の対象は、NHKがCATV事業者に24時間、JIBを除いて約23時間提供するというのが、今回ご審議いただきたい認可の対象でございます。一たん渡したCATV側で、それを例えばサイマルではなくしばらく後に流すでありますとか、一部時間流すかというのは、認可の対象というよりも契約の問題になっております。ただ、契約上は、CATV側もためることなく同時に流してくださいというふうになっております。

○前田会長 契約に対する認可上の条件というのはないんですか。

○島村国際放送推進室長 ええ、条件としては、特にその点は、この実施計画の概要上には書かれていないので、自由という解釈になります。近いところでございますと、1ページの一番下のところに、提供に当たって法に基づいた国内

番組編集準則でありますとか、あるいは国内基準に適合させる範囲では改編できるということなので、裏を返せば、それ以外の場合の改編は認めないという解釈もできるんですけれども、ここはむしろそこに書いていない部分は自由になっているということなので、仮にCATV側が、この番組はいい番組なので、ちょっと時間を置いておいてゴールデンタイムの夜の時間に流そうとしても、それはNHKとCATV側の契約違反になったとしても、この認可の条件違反にはならないと考えております。

○前田会長 はい。

○原島代理 参考までに聞きたいんですけれども、仮に有線テレビジョン放送事業者がコマーシャルをつけて放送するというのも、契約でありということであれば認められると。

○島村国際放送推進室長 NHKとCATVの契約では、たしかコマーシャルは放送法第83条でしたか、NHKの広告放送禁止との兼ね合いがあるので、CMをつけるということは……。

○原島代理 NHKがCMをつけることはないですけれども、有線テレビジョン放送がつけるということは認めることもあり得る？

○島村国際放送推進室長 そうですね。

○原島代理 それはほかの法律とか……。

○島村国際放送推進室長 これはNHKの放送ではなくて、CATV側の自主放送でありますので、その部分はCMがあってもいいという解釈もあり得、また実際一部のCATV事業者では、一部の時間帯だけ、6時間だけ放送、NHK WORLD TVを放送しているのがございまして、残りの18時間は自分の放送をやっておりまして、そこの部分はおそらく多分CMが入っていたと思いますので、その意味では特に問題ないと思います。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、諮問第37号につきましては、諮問のとおり認可することとすることが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

報告事項（情報流通行政局関係）

○東経110度CS放送の新規認定番組の現状について

○前田会長　次に、報告事項に入ります。「東経110度CS放送の新規認定番組の現状について」につきまして、小笠原衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○小笠原衛星・地域放送課長　それでは、委員限りとなっている資料をご覧ください。クリップを外していただきまして、9月の電波監理審議会におきまして、ご指摘を受けました2点について、この3点の資料でご説明をいたします。

1点目は、新規認定の東経110度CSについて、認定時の申請された事業がきちんとそのとおりに実施されているかどうかをフォローアップする必要があるのではないかというご指摘。2点目は、東経110度CSの普及により、東経124度、東経128度CSのという事業環境が随分変わっているが、東経124度、東経128度の今後の方向性も検討していくべきではないか、というご指摘。以上2点でございました。

では、1点目の東経110度CSの新規認定番組について、委員限りの2枚

組でご説明をいたします。資料の1. にございますとおり、9月にご指摘を受けましてから、10月から約1カ月間ヒアリングを行いました。ヒアリングの対象といたしましては、東経110度CSの新規認定された14番組。東経110度CSにおいては全部で53番組ございます。ただ、この53番組のうちで、今回新規に認定された14番組に限ってヒアリングをいたしました。

ちなみに、どの程度の競争の結果14番組になったかという数字でございますが、ハイビジョンが36番組の申請のうち10番組、それから、標準画質で23番組申請のうち4番組が認定されました。すなわち、26番組のハイビジョン、そして19番組のSD番組が、今回認定から落とされているということです。したがって、ハイビジョンについては約4倍近く、それから、標準画質のSDについては約6倍近い競争率であったわけでありまして、また、その前に行われましたBSの1次認定、それからBSの2次認定と比べますと、BSの1次で23番組中11番組を認定、BSの2次で14番組中7番組を認定ということで、いずれも2倍程度の倍率なのに比べて、非常に厳しい競争であったと言えます。それゆえ、今回の東経110度CS認定は、非常に僅差ということであったかと思えます。

ちなみに東経110度CS認定当時、東経110度CSが3波共用受信機で受信できるということが、東経124度、東経128度との大きな違いでした。そのため、非常に申請者が多かったということを申し上げましたが、10月の時点での数字で申し上げますと、3波共用機で衛星のアンテナが設置されていると推定される方々は、1,697万という数字があります。一方、東経124度、東経128度の契約者の方々、この方々がアンテナを設置していると思われませんが、これは184万ということで、これは3波共用と、東経124度、128度で1桁違って来たという状況にあるようでございます。

そうした状況にある中で、申請どおりの事業をやっていただくということが、

認定を受けられなかった事業者との間のいわゆる公平性という観点から、必要だというご指摘であったと思いますが、ヒアリング項目としては、審議会でご議論いただいた項目すべてにおいて認定申請時から何か変更があったかについて、一通りお聞きいたしました。ただこの中で、特に認定時、非常に僅差であった、数値としてはっきり出てくるものについて、2枚目の資料をご用意いたしました。基本的には、再放送率、字幕率、それからピュアハイビジョン率、この3つについてきちんと申請どおりの事業が行われているかということヒアリングをいたしました。それが別紙にあるとおりでございます。

一番下の12月1日付け放送開始という部分が網かけしてありますが、この3社については、今年の7月の時点でヒアリングをした時点では、例えばHD率の達成が難しい、あるいは字幕率の達成が難しいといったことで、放送開始を遅らせるということがありました。ただ、12月1日から放送を開始するときには、開始時点では申請値を上回る見込みであるというご報告でございました。

次に赤い字で書いてあるところが3番組ございますが、これがいずれも事業申請時とは異なる数値になってしまっているところでもあります。例えば、ハイビジョン率の達成が、わずかですがされていないというところについては、やはり番組の調達の関係で、やや難しかったと。あるいは、再放送率にも赤字になっているのが2番組ございますが、これについても、やはりユーザーニーズ等々ということ勘案して再放送を決めていったところ、結果としてこうなっているといったことございました。ただ、これらの赤字の事業者の方々はいずれも、申請時どおりの事業実施の重要性を十分に理解しているということで、数値の改善に全力で努めていくといったご報告でございました。

つきましては、今後の対応としては、事業開始時には必ず達成するというご報告のあった12月開始の事業者については、少なくとも1月ぐらいに放送の

実績を必ずご報告いただき、確認させていただくということ。それから未達成だが、今後必ず改善するというように報告された事業者については、これも例えば12月、1月の放送の実績を見て、その改善結果をご報告いただくといったことをやってまいりたいと考えております。

以上が東経110度CSの新規認定番組に関するご報告、今後の対応についてのご報告でございますが、東経124度、東経128度の今後に関しましては、参考資料の1と2というところをごらんいただければと思います。参考資料の1に、「放送サービスの高度化に関する検討会」開催要綱となっておりますが、11月12日、このような検討会を総務省が立ち上げをさせていただきました。放送サービスの高度化といった場合、幾つか考えられるわけですが、検討事項のところをごらんいただくと、おおむね3つの項目を扱っております。

1つは、4K・8K、いわゆるスーパーハイビジョン。それから2つ目が、スマートテレビ。3つ目が、ケーブルテレビのプラットフォーム、この3つのテーマを取り扱い、そのテーマごとにワーキングを設けるということになっております。

スーパーハイビジョンが衛星放送、特に東経の将来にやや関わります。このうち、参考資料2の右の上にスライド番号が記してございますが、11ページをお開きいただければと思います。

もともとこの4K・8Kが話題になった背景が11ページの(1)の①に書いてございますが、放送以外の分野、映画、あるいはタブレットPC、あるいはパソコンなどで、地上波や衛星で実現している2Kを超える画質が既に実現しております。それとの関係で、放送分野でもこの2Kを超える、4K・8Kにも対応していくのが喫緊の課題ではないかと、メーカーさんを中心にご指摘がございました。

それを受けて、こういった課題に取り組もうということでございますが、そ

の場合、この②でございます。一体どこの伝送路を前提として4K・8Kといったことを考えていくかと。選択肢としてはIPTVなど有線の選択肢。あるいは、衛星。衛星の中でも、例えば東経110度CSの左旋円偏波、あるいは東経124度、東経128度が候補としてご指摘を受けております。ただ、特に衛星の中で、それではこの4K・8Kといった新たなサービスを提供していくに当たっては、衛星の伝送路のうちで、どのような伝送路をその特質に鑑みて考えていくべきか。その中には東経124度、東経128度ということが選択肢としてはご指摘を受けております東経124度、128度ではアンテナの普及度は非常に小さいけれども、そのかわりお金を出してでも特別なアンテナとチューナーを買って番組を見たいという方が、今、お客さんになっています。

そういった東経124度、東経128度の特性を考慮しつつ、4K・8Kを放送していく上での伝送路としての技術的な、条件を全体として考えていくと。そういった検討の中で、東経124度、東経128度の今後のあり方も含めて、検討をしていただければと考えております。

この検討会自体、来年の3月末を1つの目処として、4K・8K全体のロードマップをお決めいただくことを目標としておりますが、その中で、ご指摘がありました東経124度、東経128度についても、衛星の伝送路の候補の1つとして、ご検討いただければと考えているところでございます。簡単でございますが、以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 前半の東経110度CS放送新規認定番組に関してなんですが、赤で記されているところは、少なくとも現時点では申請値どおりにはなっていないということですが、これから努力するということですのでけれども、もし仮にそれぞれの番組が、申請のときに現在の実績値で申請を出したら、ほかとの関

係で認められなかったものと解釈してよろしいのでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 厳密な検証はしてありませんが、仮に再放送率について順位が下がったということになりますと、この場で2月にご説明申し上げた際に採点の一覧表がございました。同点の中でも、認定されたところと認定されなかったところがあったというのは、多分ご記憶かと思います。そこまで接近しておりましたので、数字が1つ変わると、今ご指摘のような可能性はなかったとは言えないと考えます。であるがゆえに、申請値は可能な限り厳格に守っていただく必要があると考えております。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。今、赤のところも、ある意味では何か月か見ていくうちには、中に入ってくるだろうということで、多分よしとされるのかなというふうに思っています。

同じようにBSの話も、かつて高倍率な状態で決めたわけですがけれども、こちらのほうについては、同じように情報は整理されているのでしょうか。

○小笠原衛星・地域放送課長 今現在では行っておりません。

○前田会長 そうですか。同じような問題が発生している可能性もあるので、何かどこかでまた報告でもしていただければというふうに思います。

○小笠原衛星・地域放送課長 はい。それでは、BSについても先ほど申し上げたように、ほぼ同じような基準で審査を行った結果、認定されたところとされなかったところがあり、今、原島委員からご指摘のあったようなことは、BSにおいても同じことが言えると考えます。今ご指摘のとおり、BSにつきましても、同じような調査を行い、報告するとともに、東経110度CSの全体の事業についても、少なくとも実態は把握をいたしまして、報告はさせていただきたいと思っております。

○前田会長 そうですね。それでは、それについては、またいずれお願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本報告を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会

○前田会長 用意された議題はこれですべて終了でございますが、この次の次回12月は休会ということにいたします。次回の開催は、来年1月16日に調整しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、12月3日をもって山田委員、山本委員のお二人の任期が満了いたします。これまで大変ご苦勞いただいたお二方に心より敬意を表するとともに、感謝申し上げます。

現状からいうと、国会の同意を得て人事が固まるということですので、欠員の状況になる可能性もあるということでございますが、当面本審議会は3人体制で運営せざるを得ないということになります。残られた委員には、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。それでは、本日はこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。